

平成30年度 第7回 吹田市政策会議概要

日 時：平成30年9月3日（月）午前9時20分～午前9時55分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

構成員：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、稲田行政経営部長、
中野児童部長、石田健康医療部長

所 管：【福祉部（障がい福祉室）】後藤部長、中川次長、西村室長、竹原参事、
竹本参事、今井主幹

案 件	重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金制度の組み替えについて
担当及び関連部局	福祉部 障がい福祉室
<p>【案件概要】</p> <p>重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金制度について、</p> <p>(1)平成30年（2018年）10月から、精神障がい者等への支援も評価するとともに、人員基準を超えて配置をした場合の人件費の補助制度とし、現行の、重度障がい者の通所日数に応じた補助金の交付制度を組み替える。</p> <p>(2)組み替えに当たり、平成30年度（2018年度）現計予算の範囲内で執行する。</p> <p>(3)現行の補助制度は、平成30年（2018年）10月から、対象者数により一部単価を改正し、平成31年度（2019年度）から、人件費補助制度に完全に組み替える。</p>	
<p>【所管部の考え方】</p> <p>現行制度の課題を解消し、今後も重度障がい者の日中活動の場の利用促進及び安定利用を図っていくため、制度の組み替えを行いたいと考えている。</p>	
<p>【質疑概要】</p> <p>質問： 補助基本額について、加配職員1人当たり24万9,436円/月とするとのことであるが、この算出根拠は何か。また、今後金額が変動する可能性はあるのか。</p> <p>回答： 算出根拠については、国が実施した調査結果を基に、平成29年度（2017年度）における常勤介護職の給与の全国平均の5分の4としている。</p> <p>国の調査は毎年度実施しているが、その度に補助基本額を見直すものではない。ただし、給与が大きく変動することがあれば、見直す可能性がある。</p> <p>質問： 現行の補助制度は、10月から対象者数により一部単価を改正し、今年度まで継続するという事か。</p> <p>回答： そのとおりである。</p> <p>質問： 補助要件の追加に「精神障がい者等」とあるが、「等」を付けているのはなぜか。</p> <p>回答： 強度行動障がいや発達障がいの場合、精神障がいではなく、知的障がいとされるケースがあるなどのため。</p>	

質問： 今回の組み替えは、国の基準以上に充実した人員配置をする事業者に対する補助であり、利用者にとってサービスをより充実させるためのものであるという理解でいいか。

回答： そのとおりである。

【結果】

本案件は承認された。所管の提案どおり、手続を進めること。